

愛知県警察からのお知らせ（誘拐等の防止）



金銭や対人関係のトラブルを原因として、相手方を連れ去って暴行を加えたり、本人や周囲の人に金銭を要求したりする略取・誘拐事件が日本に住むベトナム人の間で多発しています。特に、金銭の貸し借りやギャンブルの掛け金の支払いが原因のケースが目立ちます。

たとえ相手に非があるとしても、人を拘束して金銭等を要求する行為は重大な犯罪です。

略取・誘拐罪とは

略取…暴行・脅迫等により人を拘束するなど自由を奪う行為

誘拐…相手を騙す等の方法で人を拘束するなど自由を奪う行為

刑法第 225 条 営利目的等略取及び誘拐

営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、1年以上10年以下の懲役に処する。

刑法第 225 条の 2 身の代金目的略取等

近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を交付させる目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、無期又は3年以上の懲役に処する。

※ 当初から身の代金を要求する計画ではなく、略取・誘拐した後に身の代金の要求を考えた場合も身の代金目的として扱われる。

略取・誘拐は重要犯罪であり、警察は総力を挙げて捜査します。

2020 年中に全国で 337 件の略取・誘拐事件が発生し、335 件を検挙しています（検挙率 99.4%）。

また、不法に人を逮捕又は監禁した者は、相手に暴行を加えたり金銭等を要求したりしなくても、逮捕監禁罪（刑法第 220 条）として 3 月以上 7 年以下の懲役に処されます。

逮捕監禁事件は 2020 年中に全国で 265 件発生し、257 件が検挙されています（検挙率 97.0%）。

一時的な怒りや安易な気持ちで人の身体を拘束すれば、警察に逮捕されるだけでなく、厳しい処罰があり、その後の人生を大きく狂わせることとなります。腹が立つことがあっても暴力的な方法で問題を解決しようと考えてはいけません。